（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の前の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第四条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第五条の見出し中「児童手当法施行令」を「旧児童手当法施行令」に改め、同条中「児童手当法の」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）」を「同条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下この条において「旧児童手当法施行令」という。）」に、「同令」を「旧児童手当法施行令」に改める。

附則第二条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「第六条の」を「第七条の」に改める。

附則第三条第二項中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に改める。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第十四条　住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条のうち児童手当法施行令第十三条第一項第三号及び第十七条第一項第二号の改正規定中「第十三条第一項第三号及び第十七条第一項第二号」を「第十三条第一項第二号」に改める。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十五条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

第三条の前の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第四条及び第五条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第六条の見出し中「児童手当法施行令」を「旧児童手当法施行令」に改め、同条中「児童手当法の」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）」を「同条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下この条において「旧児童手当法施行令」という。）」に、「同令」を「旧児童手当法施行令」に改める。

第七条第一号中「第六条の二第九項」を「第六条の三第九項」に改め、同条第二号中「同法第四十五条」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第十三条の規定による改正前の児童福祉法第四十五条」に改める。

附則第二条中「平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年九月三十日まで」に、「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第十六条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第二項第一号ロ中「第十三号まで」の下に「並びに附則第六条第二項」を加える。

（財務省組織令の一部改正）

第十七条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項を次のように改める。

2　当分の間、第九十一条第六号中「の徴収」とあるのは、「の徴収、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十二条第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定による徴収金の徴収並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二条第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定による徴収金の徴収」とする。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十八条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を削る。

附則第八条に次の一項を加える。

2　年金局事業管理課は、第百三十条の二各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、附則第六条第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第八条を附則第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十条　特別会計に関する法律附則第三十一条の二の規定により子ども手当に関する経理を年金特別会計において行う場合における第十条第十六号及び第十七号、第十四条第十二号、第九十七条第五号及び第六号並びに第百三十条第九号の規定の適用については、これらの規定中「児童手当勘定」とあるのは、「子どものための金銭の給付勘定」とする。

2　特別会計に関する法律附則第三十一条の三の規定により子ども手当に関する経理を年金特別会計において行う場合における第十条第十六号及び第十七号、第十四条第十二号、第九十七条第五号及び第六号並びに第百三十条第九号の規定の適用については、これらの規定中「児童手当勘定」とあるのは、「子どものための金銭の給付勘定」とする。

附則第七条第二項中「附則第五条第三項」を「附則第六条第四項」に改め、同条を附則第八条とし、附則第六条を附則第七条とする。

附則第五条第一項中「附則第七条第一項及び第八条」を「附則第八条第一項及び第九条第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「旧児童手当法」という。）の規定による拠出金並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、